平成２９年（フ）第６号
北海道紋別市落石町３丁目31番10号第一白樺マンション５号室
債務者　岩元　直美
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２９年（フ）第１５４号
栃木県那須塩原市下永田７丁目1099番地58、前住所栃木県那須塩原市新南37番地３　エバーヒルズマンション501号
債務者　人見　　進
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６３号
栃木県日光市今市795番地２
債務者　西森　明彦
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６８号
栃木県宇都宮市大和３丁目12番12号　太陽ガーデン104棟202、前住所栃木県宇都宮市天神２丁目３番１号　テイ・エム自立支援宿泊所
債務者　谷口　達生
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８５号
岡山市南区福富中２丁目14番25号　第一藤定ビル203、旧住所岡山市南区福島１丁目９番２号
債務者　前田　健治
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８８号
岡山市北区富田411番地２　マンション貴107、旧住所岡山県玉野市宇野７丁目７番９号
債務者　威能　将之
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１３２５号
さいたま市大宮区天沼町１丁目180番地１ウィンベルガーデン大宮609
破産者　有限会社ケイテック
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８０６号
東京都荒川区東尾久８丁目41―13
破産者　斎藤　　勝
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３７号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目７番22号　ホワイトアペックスＢ101、前住所埼玉県比企郡川島町八幡４丁目７番地19
破産者　市川　勝之
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３８１号
埼玉県所沢市御幸町13番４号
破産者　株式会社ネットワークシステム
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５０６号
埼玉県川越市大字砂830番地７
破産者　有限会社弘和理化製作所
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９３号
愛知県半田市住吉町３丁目133番地の２　アメジスト・セラ３Ｃ、登記簿上の本店所在地愛知県半田市君ケ橋町１丁目96番地の１
破産者　株式会社エイチ・ブルームワークス
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２号
名古屋市千種区内山３丁目29番11号　プロスパー第５ビル702号室、登記簿上の本店所在地名古屋市千種区内山３丁目29番11号
破産者　有限会社スマイルスタッフ
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０号
京都市西京区樫原芋峠15―１　ＺＥＰＨＹＲ21（303号）
破産者　有限会社久兵衛
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４００８号
大阪府八尾市末広町５丁目２番１号
破産者　株式会社エル
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４００９号
大阪府八尾市末広町５丁目２番１号
破産者　有限会社エスティ
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０号
神戸市須磨区永楽町３丁目１番18―202号
破産者　ＵＰＰＥＲ　ＶＩＬＬＡＧＥ合同会社
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１号
岡山県倉敷市酒津2454番地２
破産者　**樋**口　　敦
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係